

◎身近な防災に関する制度

※高齢者支援制度

1 名称	災害時要援護者避難支援制度	第2次 災害時一人も見逃さない運動	避難所運営会議	ひとり暮らし等高齢者見守り事業
2 制度概要	●災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿情報を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行う。 【H19年12月】	●民生委員児童委員の日頃の活動を通じて、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、乳幼児がいらっしゃる世帯など、要援護者の情報を持っています。 この情報を災害発生時に役立てようとする運動。【H18年4月】	●避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、避難所の管理運営を行うものとする。	●地域の実情に通じている民生委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯の世帯状況や身体状況等の実態を把握し、ひとり暮らし高齢者等の話し合いの機会を増やし、安否の確認に役立て、見守りネットワークづくりに活用していく。【H14年9月】
3 制度対象者	●災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方で、在宅で生活をしている方、支援組織への個人情報の提供に同意される方。ただし、自力で安全に避難できる方や家族などが身近にいる方は原則対象外	●要介護者 ●障害者 ●妊産婦及び乳幼児 ●子育て家庭 ●ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者等	●要避難者	●介護保険・高齢者福祉サービスを受けていない（一時的なサービスを除く）、75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の高齢者。
4 実施者（支援組織）	●町内会・自治会・自主防災組織（住民組織）の代表者	●各地区民生委員児童委員協議会	●自主防災組織を中心に組織 ●施設管理者（学校）、ボランティア等	●民生委員児童委員
5 実際の担い手	●住民組織の代表者 ●支援者（地域の協力者） ●民生委員児童委員	●民生委員児童委員	●自主防災組織 ●公立の小・中・高の学校長 ●PTA等	●民生委員児童委員
6 特徴	●対象者（身障1級～3級、要介護度3～5）に対してDMで通知、登録を呼びかけしている。 ●要援護者は手上げ方式で登録 ●登録者情報は、区役所から町内会・自治会・自主防災組織などの代表者へ配布されている。（個人情報保護の観点から他への転用は不可。）	●日頃の活動として、各委員が担当地区を廻って情報を収集しているため実情を反映しやすい。 ●中原区各地区民生委員児童委員協議会では、名簿作成やマップへの落とし込みは完成している。	●市立の18小学校、8中学校、橘高校、聾学校在避難所に指定されており、区内の各地域に設置されている。 ●市立の中学校を中心に、備蓄庫が設置されている。（※西中原中については現在校舎を改築中のため大戸小に設置）	●民生委員が、3年サイクルで全対象者の訪問を行うとともに、毎年、新たに対象者となった方を訪問調査しているため精度が高い情報を把握している。
7 課題	●手上げ方式による登録者の伸び悩み ●支援組織は役員中心の対応 ●手上げ方式であるので家族等の支援者がいる人も登録をできていない。 ●支援者となる人員の確保が困難 ●初回訪問を民生委員と一緒にいき、登録情報を共有するよう今年度から対応を強化している。詳細な連携状況は不明。	●民生委員が町内会・自治会の役員ではない場合は、役員会などで情報交換されることがなく、連携が難しい場合もある。 ●個人情報保護法の観点から、地域の要援護登録者情報一覧の入手は不可能である。（訪問調査が中心となる。） ●発災時の対応等には、マンパワー不足等の課題を感じている。	●避難所運営会議は避難所となるすべての学校に設置済みである。 ●学校の鍵の預け先については、すべての学校で自主防災組織と取り決めをしている。 ●避難所運営会議は自主的に開催してもらおうようにしているが、地域によって温度差がある。	
8 制度所管	●川崎市総務局危機管理室 健康福祉局地域福祉課 共管	●全国民生委員児童委員連合会	●中原区役所地域振興課	●健康福祉局高齢者在宅サービス課

